

令和7年2月3日

大阪府受動喫煙防止条例に関する付帯決議の徹底を求める意見書

大阪府飲食業生活衛生同業組合
理事長 阿藤 政己

本年4月より大阪府受動喫煙防止条例が施行され、府内飲食店に於いても客席面積30㎡を超える店舗は原則屋内禁煙となります。

しかし、コロナ禍からの人々の生活行動の変化などにより、多くの飲食店では業績が回復しておらず、重ねて長引く原材料費・光熱費の高騰に加え、昨年11月からの道路交通法改正による自転車での飲酒運転の厳罰化が予想以上に客足を止めており、1月27日からは大阪市内では路上喫煙が全面禁止となりましたが、市の責務とされている喫煙所の整備も必要とされる場所にまったくできていないという状況です。また、他の業種同様に人材不足は深刻な状況であるうえに、大阪・関西万博スタッフの高額な時給により、この春以降は更に若い力が万博に奪われることとなります。

このような苦境下にある飲食店に、客席数を減らしてまで喫煙室を整備する余裕はありません。現在行政に求められていることは、万博をゴールと考えた規制の強化ではなく、大阪の文化とも言える「食の賑わい」を取り戻すことではないでしょうか。

加えて、府は条例制定時の付帯決議「公衆喫煙所や屋外喫煙場所等の整備を積極的に行うこと」を本当に必要とする場所に実行しているとは思えません。施行に際しては、資金的に禁煙化が困難な30㎡を超える飲食店の状況について、より一層府民や事業者の意見を聞くべきです。

因って、大阪府に於いては下記事項を実行されるよう強く要望します。

記

- 1 付帯決議に定められた事項が十分に実施され、飲食店経営への影響の懸念や喫煙所不足による屋外の環境悪化に関する懸念が解消されるまで、条例の施行は延期すること。また、施行に際しては、コロナ禍の飲酒規制時のように、近隣飲食店同士に通報をさせ合い、対立を助長させるような行政にならぬよう十分に配慮すること。
- 2 万博をゴールではなく、府民の健康増進のスタートとし、付帯決議の通り、来年度以降も必要な場所に十分な喫煙所の整備を積極的に促進させ、飲食店の喫煙室整備を促す予算も確保すること。これには地方たばこ税を有効に活用すること。

以上